

津山市新型コロナウイルス感染症対策本部会議(第7回)

日時：令和2年4月17日(金) 16:00～
場所：大会議室

1 開会

2 議題

(1) 国・県・市の対応状況について

(2) 感染症拡大防止について

(3) 公共施設の運用について 【別添資料1】

(4) イベント・総会等の中止・延期などについて 【別添資料2】

(5) 休校・休園について

- ・小中学校
- ・幼稚園
- ・保育園(所)等
- ・放課後児童クラブ

(6) 今後の市の取組について

- ・移動自粛の徹底について
- ・総合相談窓口の設置について
- ・補正予算について
- ・広報活動について

(7) その他

- ・市内業者向け「新型コロナウイルス」に関する対応状況と、事業者の状況調べ
- ・新型コロナウイルスに関する対応状況について(徴収猶予等)
- ・新型コロナに便乗した悪質商法について
- ・コールセンター相談受付状況について

3 閉会

津山市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

	氏 名	役職
津山市長	谷口 圭三	本部長
津山市副市長	山田 賢一	副本部長
津山市教育委員会教育長	有本 明彦	副本部長
津山圏域消防組合消防長	池上 真司	副本部長
企画財政部長	野口 薫	
総務部長	玉置 晃隆	
総務部参与	落合 勉	
総務部参与	森上 譲	
税務部長	左居 薫	
環境福祉部長	森山 誠二	
環境福祉部参与	藤井 浩次	
こども保健部長	飯田 早苗	
産業文化部長	明楽 智雄	
産業文化部参与	今村 弘樹	
農林部長	福島 康弘	
都市建設部長	岡部 卓史	
地域振興部長	二宮 俊幸	
水道局長	山本 将司	
教育次長	栗野 道夫	

【関係機関】

津山市医師会長	宮本 亨	
岡山県美作保健所 企画調整情報課 副参事	福原 芳恵	

【事務局】

こども保健部次長	鏡 真由美	
こども保健部次長	平井 良幸	
こども保健部次長兼健康増進課長	谷口 克典	
健康増進課企画参事	久永 知明	
健康増進課主幹兼保健指導係長	大杉 慎二	
健康増進課主査	野村 知恵子	
健康増進課主任保健師	浦上 雅彦	
健康増進課主任栄養士	樋口 夕季	
健康増進課主任保健師	堀 正治	
総務部次長兼危機管理室長	高見 典幸	

(1)国・県・市の対応状況

①国の対応状況（4月6日以降）

- ・4/6 第26回新型コロナウイルス感染症対策本部会議の開催
- ・4/7 第27回新型コロナウイルス感染症対策本部会議の開催
⇒改正新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項の規定に基づき、「緊急事態宣言」の発出
緊急事態の措置期間：令和2年4月7日から5月6日まで

- ⇒緊急事態宣言の発出に伴い、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を改正
「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」を閣議決定
- ・4/11 第28回新型コロナウイルス感染症対策本部会議の開催
⇒「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を変更し、特措法第24条第9項に基づき、繁華街の接客を伴う飲食店等への外出自粛
- ・4/16 第28回新型コロナウイルス感染症対策本部会議の開催
⇒新たに40道府県に、5月6日まで緊急事態宣言を発令 13都道府県は、『特定警戒都道府県』 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を変更

②県の対応状況（4月6日以降）

- ・4/8 「岡山県新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第11回）」の開催
- ・4/13 「岡山県新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第12回）」の開催
- ・4/15 「岡山県新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第13回）」の開催
⇒4月20日（月）から5月6日（水）まで、岡山・倉敷・西備・東備学区に所在する県立高等学校は臨時休業、岡山後楽園は休園
4月20日（月）から『新型コロナウイルス感染症対策岡山県調整本部』設置について決定
- ・4/16 岡山市在住の患者確認・公表（岡山県内17例目 50代男性）
- ・4/17 岡山県新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第14回）」の開催
⇒5月6日まで、不要不急の外出自粛要請、イベント開催の自粛要請
全ての県立高校69校を臨時休校

③市の対応状況（4月6日以降）

- ・4/6 第6回津山市新型コロナウイルス感染症対策本部会議の開催
収入減少・売り上げ減少等に対する支払いの猶予対策、学校等再開への対応、感染者発生時の対応、備蓄マスクの提供等について協議
- ・4/7～ 市内の小中学校、中学校、幼稚園の再開
- ・4/8 窓口職員用のマスクを配布
- ・4/10 庁舎窓口に、ビニールカーテンを設置

随時、情報の更新（HP、LINE等）

- ・こけないからだ体操、新型コロナ感染症対策研修会の動画配信
- ・イベントの中止・延期情報、公共施設の休館・休業情報等

(2) 感染症拡大防止について【改定案】

令和2年4月17日

津山市新型コロナウイルス感染症対策本部

1 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、次のポイントで、検討を行ってください。

【イベントなど自粛するもの】（3つの密に該当するもの）

- ・ 多数の人と1メートル以内の距離で、会話するなど密に接するもの
- ・ 多数の人が密集して、天井の低い会議室等閉鎖空間で長時間過ごすもの
(屋内で50名以上が集まる集会、イベント、展示館、研修会、不特定多数の人が参集する会合など。)
- ・ 全国規模のもの、又は緊急事態措置の実施区域からの参加が見込まれるもの
- ・ 高齢者や基礎疾患を持った人が集まるもの
- ・ 緊急事態措置の実施区域や感染拡大警戒地域などにおいて実施するもの

【外出自粛のお願い】

- ・ 医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、職場への出勤、屋外での運動や散歩など生活の維持に必要なもの等を除き、原則として居宅からの外出を控えていただく。
- ・ 大型連休期間中は、都道府県をまたいだ不要不急の移動を控えていただく。
- ・ 密閉・密集・密接のいずれかに該当する場を避けるとともに、「3つの密」が重なる場所への出入りは控えていただく。

2 イベント等を開催する場合、次の「感染防止策」を講じてください。

【イベント等開催時、必要な予防策】

- (1) 感染防止の徹底を周知する。
(手洗いや咳エチケットの徹底、消毒液の設置、注意喚起チラシ等の掲示、参加者が共通に触れる場所・設備等の消毒)
- (2) 感染拡大を防止するために密閉・密集・密接の「3つの密」をできる限り避ける取組を徹底する。
 - ・屋内（室内）で実施の場合、こまめに換気を行う。（1時間に6回程度）
 - ・人を密集させない環境を確保する。（会場の広さを確保する。又は、会場に入る定員を少なめにする。）
 - ・対面で人と人との距離が近い接触（お互いの距離を2メートル以上あける）が、会話などで一定時間以上続かないよう工夫する。
- (3) 体調不良の方（風邪のような症状がある方）に参加の自粛を要請する。（参加者やスタッフの健康管理を徹底する。）
 - ・医療機関を受診する場合は、予め電話で相談したうえで、マスク等着用して受診するよう伝える。
- (4) 感染者が発生した場合、参加者への確実な連絡と、保健所による調査に協力する。

※ なお、この内容は今後の状況をふまえ、変更する場合があります。

(3) 公共施設の運用について

今後の感染拡大防止に向けて、開館・休館の方針については下記のとおり。(指定管理者制度導入施設を除く)

①休館する施設

7 4 施設

②開館する施設

1 2 施設

○適用期間：4月18日(土)～5月11日(月)

(5) 休校・休園について

津教委学第230号
令和2年4月17日

津山市立小中学校長 殿

津山市教育委員会教育長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係る小中学校の臨時休業について

昨日、全都道府県に緊急事態宣言が出される事態となったことを重く受け止め、児童生徒の健康・安全を第一とし、全小中学校を次のとおりに臨時休業とします。
つきましては、貴校教職員及び児童生徒、保護者に周知し、適切に対応願います。

記

1 臨時休業とする期間

令和2年4月20日（月）から令和2年5月8日（金）まで臨時休業とする。

急な臨時休業の実施であるため、4月20日（月）～24日（金）の間に登校日等を設定し、休業中の学習等について、改めて児童生徒に周知すること。

その他、児童生徒の家庭学習の確認等のため、最低限の登校日を設けても良いが、3密を避けるための工夫を行うこと。

2 臨時休業期間中の児童生徒の学習について

別添「休業中の児童生徒の学習について」を参照する。

3 部活動について

感染防止の観点から、臨時休業中の部活動は休止とする。

4 教職員の服務等について

職場における3密を避けるため、在宅勤務や時差出勤、休暇の取得を奨励する。

非常勤講師等については、「新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業に伴う非常勤講師等の勤務時間の取り扱いについて」（津山市教委発：令和2年3月2日付け事務連絡）に準拠した対応とする。

5 その他

今後の状況により、臨時校長会議を実施することもある。

【本件担当】

津山市教育委員会学校教育課 杉本 伸一

0868-32-2115（直通） 0868-32-2157（FAX）

令和2年4月17日

休業中の児童生徒の学習について

津山市教育委員会

1 家庭学習の方法や内容について

(1) 規則正しい生活・学習習慣を保ち、計画的に過ごさせる工夫

【例】 生活や学習のスケジュール表の活用

家庭学習の内容の具体的な提示

一日一行作文等振り返りの時間の設定

*長期休業中に使用した既存のもの等を活用（別紙「家庭学習計画と生活の記録」参照）

(2) 内容

①教科書を活用してできる家庭学習を具体的に提示する。

【例】 音読、意味調べ、調べ学習、家庭でできるプリントの作成等

②補助教材（ワーク等）を使つての課題を出す。

③児童生徒の興味関心に基づく家庭学習が進められるよう自主学習の手立てや内容を提示する。

【例】 登校日を用い、既存の家庭学習の手引きを用いて自主学習の取り組み方の確認

【例】 WEB を用いて学習できるサイトの紹介（動画・ワークシート等）
文科省ホームページ「子どもの学び応援サイト」
岡山県総合教育センター「臨時休校中の家庭学習支援」リンク集
啓林館「学習支援コンテンツスマートレクチャー」
三省堂「教科書・教材サイト」

④問題データベース（東京書籍）が配信している休業中の学習コンテンツを活用する。＜別紙『家庭学習向けプリント配信サービス プリントひろば』をはじめようーご利用ガイドー』参照＞

*費用：本市は契約自治体のため無料

・各家庭へQRコード、IDパスワードを知らせる。（東京書籍許可済）

・ネット環境にない家庭への配慮として、コンテンツの中のプリントを印刷し配付することも可能である。

2 家庭学習の確認について

学校で設定した登校日等を活用し、児童生徒の健康状態の把握に努めるとともに、家庭学習の成果の確認、今後の課題の提供等を行い、学習保障に努める。



上記を参考に、
各校で取組を
お願いします。

令和2年4月17日

全都道府県に緊急事態宣言が出される事態を受けての 市立幼稚園及び保育園（所）等の対応について

全都道府県に緊急事態宣言が出される事態となったことを重く受け止め、子どもの健康・安全を第一とし、市立幼稚園及び保育園（所）等について、以下のとおりの対応とします。

○市立幼稚園の再度の臨時休園について

1 臨時休園期間 令和2年4月20日（月）から令和2年5月8日（金）まで
※令和2年5月11日（月）再開（予定）

2 臨時休園とする園

- ①津山市立つやま西幼稚園（津山市二宮 1982-2）
- ②津山市立つやま東幼稚園（津山市高野本郷 1270-1）

3 幼稚園再開日等の情報について

原則として園から保護者へ連絡。市のホームページにおいても、随時情報を更新予定。

4 臨時休園中の預かり保育について

幼稚園は一人で家にいることができない年齢の幼児が利用していることを踏まえ、感染拡大防止のための万全の対策を講じた上での預かり保育の提供を、縮小して実施する。

預かり保育は、保護者が医療従事者や社会の機能を維持するために就業を維持することが必要である者やひとり親家庭などで仕事を休むことが困難な者など保育の必要性のある方等を対象に、長期休業中（午前8時30分～午後5時30分）と同様に実施する。

○保育園（所）等について

1 基本的な考え

園は開園とします。

ただし、保護者の方が休暇等で在宅の方など家庭保育が可能な場合は、子どもの登園を控え、自宅で過ごしていただくようお願いいたします。

令和2年4月17日
こども保健部

放課後児童クラブの対応について

新型コロナウイルス感染症の全国での感染拡大を受け、4月16日に「緊急事態宣言」が全都道府県に拡大されたことにより、児童の健康・安全と感染拡大防止の観点から、4月20日（月）から5月8日（金）まで市内の全小学校が臨時休校となります。

なお、本市の放課後児童クラブにつきましては、次のとおりの対応とします。

記

- 1 対応期間 令和2年4月20日（月）から令和2年5月8日（金）まで
- 2 対応内容
 - ① 放課後児童クラブについては、共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している子どもを対象としており、特に小学校低学年の子どもは留守番をすることが困難な場合があると考えられるため、感染の予防に留意した上で、原則として開所していただくようお願いする。
 - ② 開所時間についても、可能な限り柔軟な対応とする。
 - ③ 可能な保護者には、通所を控えるようお願いするなど、保育等の規模を縮小しての実施や、受け入れにあたっては、低学年の児童は、1人で過ごすリスクが高いことから優先するとともに、仕事を休むことが困難な方などについても配慮をお願いする。

(6) 今後の市の取組について

令和2年4月17日

所属長各位

総務部長

職員の不要不急の外出の自粛及び健康保持のための有給休暇等の取得について

新型コロナウイルス感染症が拡大する中、従前から、職員に対しては、ご家族を含めた健康管理の徹底をお願いしているところです。

現在の状況に鑑みれば、事態の長期化が想定されるとともに、本市における感染の発生も憂慮されることから、行政機能を維持し、市民サービスを安定的に提供するためにも、職員の健康保持は非常に重要となります。

また、職員への感染はもとより、地域への感染を防ぐ観点からも、公私ともに不要不急の外出を控える必要があるため、以下の点に留意し、より一層の健康管理と感染拡大の防止に努めるよう、所属職員（再任用職員、任期付職員及び会計年度任用職員含む。）へのご周知をお願いいたします。

記

- 1 マスクを着用するとともに、咳エチケットや手洗い等の一般的な感染症対策を徹底すること。
- 2 出勤前の検温を行い、発熱、倦怠感、呼吸困難等の症状がある場合や新型コロナウイルス感染者との濃厚接触が疑われる場合は、出勤を自粛するとともに、早急に所属長に連絡し、その指示に従うこと。
- 3 全国に緊急事態宣言が発出されたことから、感染が拡大している地域はもとより、それ以外の地域であっても、公私ともに不要不急の外出は自粛すること。
- 4 ゴールデンウィーク期間中におけるご家族の帰省等は極力避けること。
- 5 全国に緊急事態宣言が発令されたことから、5月8日までの期間においては、業務に支障のない範囲内で有給休暇を取得し、健康保持を図ること。

津山市新型コロナウイルス感染症対策本部総合相談窓口の設置について

1. 期 間：4月20日（月）～5月11日（月） 9時から17時まで

※土日・祝祭日も開設

開 所：4月20日（月） 9時30分

2. 場 所：本庁舎2階 202会議室

3. 目 的：新型コロナウイルス感染症に関する総合的な窓口を設置することにより、市民に分かり易く適切な情報を提供することで不安の解消に努めるとともに、市民生活や企業活動等の支援を行うことを目的とする。

4. 体 制：職員6名体制（こども保健部、税務部、産業文化部など）

5. 想定される主な内容

- ・熱や風邪等の症状が発生した場合の対応について
- ・市内企業の経営支援について
- ・国等からの生活支援策について 等

6 電話番号：32-2062

津山市立小中学校長 殿

津山市教育委員会教育長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係る 1 学期中の対応について (通知)

このことについて、全国的な感染拡大の状況を踏まえ、次のとおりに対応することといたします。貴校教職員をはじめ、関係者への周知・徹底をお願いいたします。

記

1 教職員の感染症対策及び勤務について

教職員の勤務について次のとおり対応することとする。

(1) 教職員の健康管理・感染防止

- ①感染防止対策として、手洗い、うがい、マスク着用、検温を徹底すること。
- ②風邪の症状や発熱がある者、倦怠感や呼吸困難がある者は、出勤を見合わせる指示をすること。
- ③公私ともに教職員が不要不急の外出、県外へ出かけることを自粛させること。
今後、やむを得ない事情により、緊急事態宣言が出されている地域へ出かけた教職員については、行動歴を聞き取るとともに、原則として、帰宅後 2 週間は自宅で過ごし、出勤させることのないようにすること。(具体的な案件が出た場合は、学校教育課へ相談すること)
- ④学校長は、感染防止の観点から、教職員が時差出勤を希望する場合は、学校教育課へ相談すること。

(2) 教職員の服務等

- ①学校長は、次に該当する場合、教職員に特別休暇を取得させることができる。
 - ア 教職員又はその親族が感染症にかかっている可能性が疑われる場合、自宅から外出しないこと等、感染症の防止に必要な協力を求められた場合
 - イ 教職員又はその親族に発熱等の風邪症状がみられること等から療養する必要がある、教職員が勤務しないことがやむを得ないと認められる場合
 - ウ 感染症対策に伴う小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等の臨時休業その他の事情により、子の世話をを行うために勤務しないことがやむを得ないと認められる場合
- ②学校長は、教職員に感染症の症状はないが、当該職員が、感染が疑われる同僚職員

と接触した場合において、それぞれ次に掲げる期間について、校務の運営に支障のない範囲内で職務専念義務免除を行うことができる。

ア 同僚職員等が医師から感染症の検査の指示を受けてから検査結果が判明するまでの期間

イ 同僚職員等が感染症の検査の結果、陽性であった場合は、②アに引き続き必要と認める期間（原則として、保健所や医療機関等から自宅での安静を指示された期間）

③感染症が、公務または通勤に起因して発症したものであると認められるときは、公務災害補償又は通勤災害補償の対象となることに留意すること。

④不明な点があれば、学校教育課へ問い合わせること。

2 学校行事等の取り扱いについて

(1) 学校行事等（PTA行事を含む）への対応

1 学期中に校内外で実施する予定の行事については、原則、中止または延期とする。

ただし、少人数で行う家庭訪問、個別懇談等は、学校裁量とする。

なお、つやまっ子・デビュー14（職場体験）は、今年度は中止とする。地域や各校の実態に応じて、代替の学習を計画すること。

(2) My Townつやまについて

1 学期中にバス利用を計画している学校は、延期又は中止とする。

外部講師等の活用についても、延期又は中止とする。

3 教育実習、スクールフレンドの受入について

1 学期中の受け入れは行わない。

4 外部講師、地域学校協働活動における学習ボランティア等について

外部講師等の意向を踏まえ、授業等の実施を検討する。授業等に入っていた場合には、教職員と同様に、マスク着用、検温等、感染症対策を徹底する。

津山市教育委員会学校教育課

0868-32-2115(直通) 0868-32-2157 (FAX)

Mail:sugimoto_shinichi@city.tsuyama.lg.jp

【市内事業者向け「新型コロナウイルス」 に関する対応状況と、事業者の状況調べ】

令和2年4月17日
産業文化部

事業者向け対応の状況

新型コロナウイルスに関する経営等相談窓口

開設:令和2年3月9日(月)～

相談件数:相談件数:68件(来庁28件、電話40件 4/16時点)

相談傾向:サービス業(宿泊、飲食業など)、運輸業(観光バス、タクシー)からの
相談が7割程度を占める。また、日用品以外の小売・卸売業から、物販停滞
による営業悪化に関する相談。

セーフティネット保証 申請件数など

申請件数:18件(令和2年3月期:8件、令和2年4月1日～16日:10件)

業種:小売業、自動車関連、広告関連、建設業 他

認定要件ごとの件数:第5項4号 7件(突発的災害(自然災害等))

第6項 11件(危機関連保証)

つやま産業支援センターの対応状況

新型コロナウイルス感染症にかかる中小支援施策の拡充(詳細は別紙参照)

- ① つやま産業支援センターサポート補助金の補助率拡充
- ② つやま産業支援センター専門家派遣プログラムの一部メニュー無料化
- ③ つやま産業支援センター販路開拓サポート補助金にWeb販売促進補助メニュー追加

「新型コロナウイルスに係る困りごと」アンケート調査

対象者:つやま産業支援センターメーリングリスト 登録事業者 393社

実施期間:令和2年3月2日(月)～3月19日(木)

回答数:31社

主な意見:受注・売り上げ減により資金繰りに影響。休校などによる休職対応・人員
不足や流通減退。マスクの調達の心配など。

各業種の状況(市内事業者へのヒアリング)

【飲食店】

- ① 4月の予約が入らない。
- ② 事業者の経営・収益に大きな影響。
(宴会者の減少)

【製造事業者】(製造物により状況が異なる)

- ① 全国的な製造業の休止による生産量減。
- ② 都市圏での緊急事態宣言による停滞。
- ③ 徐々に雇用への影響が出ている。

【路線バス事業者】

- ① 3月利用者数は大きく減少。
- ② 4月以降の利用者動向は見通し不明。

【参考】ごんごバスの収支・利用者状況

R2.3月期 利用者数:10,885人
(前年同月比11.4%減)
収入額 :1,876,635円
(前年同月比15.4%減)

【宿泊事業者(旅館業者)】

- ① 3月以降のキャンセルが継続。
- ② 事業者の経営・収益に大きな影響。
(宴会・宿泊者の減少)

【建設事業者】

- ① 工事の延期や中止が出始めている。

【貸切バス事業者】

- ① 受注はほとんど無し。
- ② 従業員の自宅待機を検討中。

【タクシー事業者】

- ① 利用者は大きく減少し、営業に大
きく影響。

【別紙】

新型コロナウイルス感染症に係る中小企業支援施策の拡充について

つやま産業支援センター

《目的》

感染症拡大の影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支えるべく、つやま産業支援センターによる支援策を令和2年度に限り拡充する。

新型コロナウイルス感染症の影響により売り上げが前年または前々年同月比で15%以上減少している中小企業等に対する措置。

措置①

つやま産業支援センターサポート補助金の補助率を拡充(現行 1/2、2/3 ⇒ 一律 3/4)

措置②

つやま産業支援センター専門家派遣プログラムの一部メニューを無料実施

経営革新計画及び経営改善計画を策定する場合、5回を限度に無料で専門家を派遣する。
(特に経営改善計画は金融機関からの借り入れ金返済のリスキュールに有効)

措置③

つやま産業支援センター販路開拓サポート補助金にWeb販売を促進する補助メニューを追加

新たにECサイトを作成する事業者に対し、補助金を交付し導入を促進する。

補助上限額:50万円 補助率:3/4

新型コロナウイルスに関する対応状況について(徴収猶予等)

令和2年4月17日
税務部

納付相談窓口

【4月6日(月)設置】

相談件数 15件(うち来庁1件、電話14件) ※令和2年4月15日現在
業 種 宿泊業、電気店、理美容業、菓子店、林業、サービス業
相談内容 売り上げ減少、給与支給額の減少による納付猶予
対応概要 法令による徴収の猶予・履行延期の特約を説明(申請2件)

情報提供

4月6日(月) 在津新聞、テレビへ報道連絡
市ホームページ、facebook、LINEへ掲載
各議員へFAX送信による報告
7日(火) 山陽新聞、津山朝日新聞に記事掲載
5月下旬 市広報誌6月号掲載予定

《参考：猶予制度の概要》

徴収の猶予・履行延期の特約

- 新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入、給与収入に相当の減少があった方は、申請により1年間、税等の市に対する徴収の猶予を受けることができるようになります。
- 担保の提供は不要です。延滞金もかかりません。
(注)猶予期間内における途中での納付や分割納付など、事業の状況に応じて計画的に納付していただくことも可能です
- 根拠法令
地方税法第15条、債権管理条例第14条

該当の債権と申請方法

- 税金、国民健康保険料、水道料金など市に対する全ての支払いが対象となります。
- 複数支払いがある場合でも1つの窓口で手続きができます。
- 延長期限
令和3年3月31日までとなります。
状況により再延長の申請も可能です。

新型コロナに便乗した悪質商法について

1 新型コロナ便乗詐欺で想定される事例

(1) パターン1

- ◆市のコロナ対策室職員を名乗り、助成金（又はマスク交付）交付を理由に家族構成を聞く。
- ◆独居の高齢者方のみを抽出する。
- ◆再び独居高齢者方に電話をかけ、調査結果次第で助成金が出るという。
- ◆助成金を支払う前の調査と言い、預貯金額、有価証券の有無を聞き出す。
- ◆助成金を振り込むためと言い、カード番号、口座番号、暗証番号を聞き出す。
- ◆1人につき3万円の助成金を支払うことになるが、市民の方と接触を控えるよう国から指示をされている。助成金を振り込みたいので近くのATMへ行き、助成金の受け取り方法の操作は市の担当者が電話で指示するという。

(2) パターン2

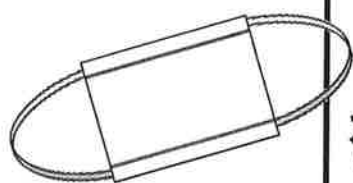
- ◆息子を名乗り、コロナ検査をすることになったと不安をあおる。
- ◆コロナ検査は陰性だったと安心させる。
- ◆安心させた途端、間髪入れることなく、コロナで給料が出なくなり、生活するためにヤミ金でお金を借りた。返済できないのでお金を送ってほしいという。

2 被害を防止するためには

- ◆基本的なスタンスは「無視」をすること。
- ◆市外局番は特に要注意で、知らない市外局番はすべて無視するぐらいの対応

マスクの配布を口実とした 不審な電話に注意！

4月9日(木)午後、浅口市内において、保健所などの職員をかたり、「各世帯にマスクを配布しているの
で、家族の人数を教えてください。」
などという不審な電話が複数かかっ
ています。



在宅中でも留守番電話機能
を活用し、すぐに電話に出ない
ようにしましょう。

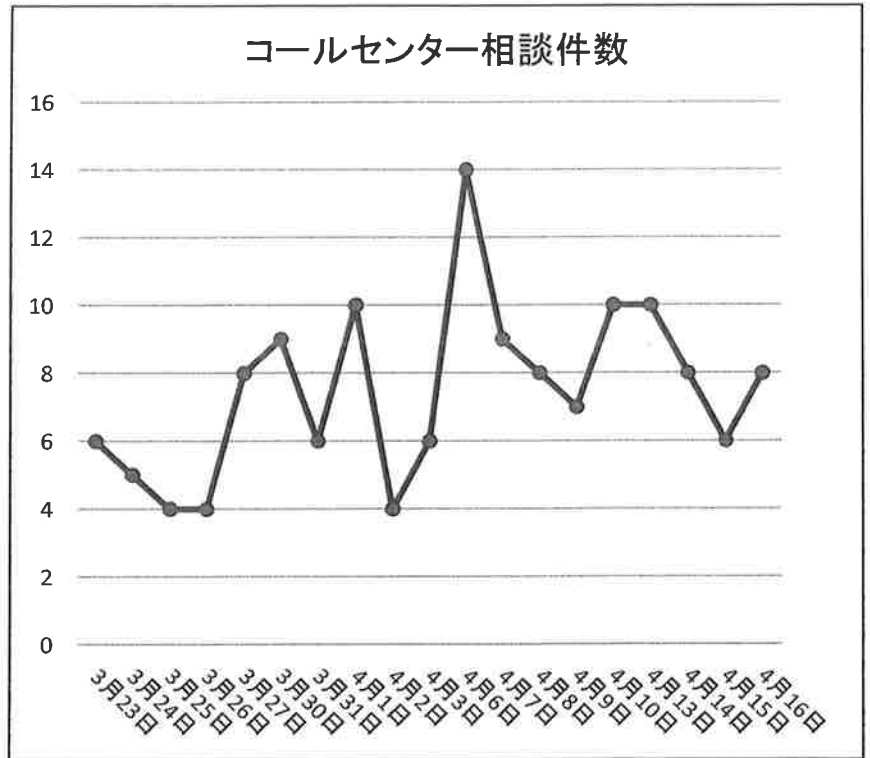
もし電話に出てしまっても、家族
の人数などを答えず、家族や警
察に相談してください。

コールセンター相談受付状況

令和2年4月16日現在

(1) 相談件数

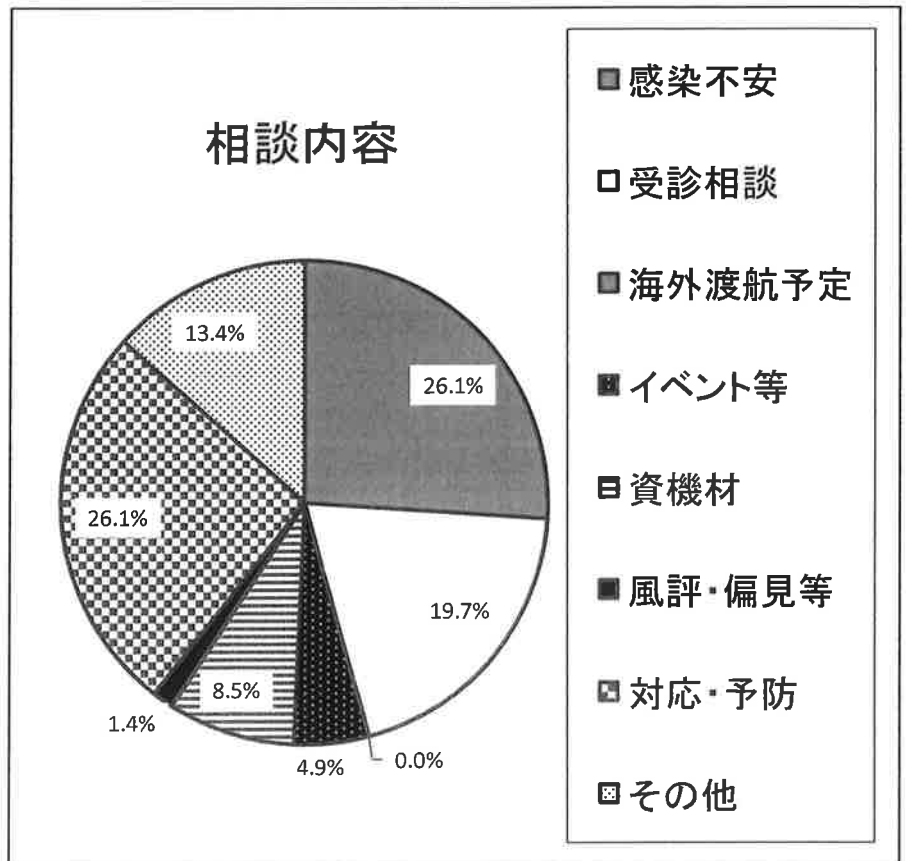
月日	件数
3月23日	6
3月24日	5
3月25日	4
3月26日	4
3月27日	8
3月30日	9
3月31日	6
4月1日	10
4月2日	4
4月3日	6
4月6日	14
4月7日	9
4月8日	8
4月9日	7
4月10日	10
4月13日	10
4月14日	8
4月15日	6
4月16日	8
合計	142



1日に平均して、7件程度の相談を受けている。

(2) 相談内容

相談内容	件数
感染不安	37
受診相談	28
海外渡航予定	0
イベント等	7
資機材 (マスク・消毒液他)	12
風評・偏見等	2
対応・予防 (消毒配置や普及啓発、市・国・県の対応)	37
その他	19
合計	142



「感染不安」「受診相談」が合わせて45.8%あり、体調や受診先等についての相談が約半数を占めている。「対応・予防」は、職場で感染者が出た場合の消毒方法や、給付金について等、26.1%の相談がある。

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う市長メッセージ

現在、新型コロナウイルス感染症の拡大が急速に進行しており、生活や経済に甚大な影響を及ぼしております。

ご承知のように、国により全国に緊急事態宣言が発出され、まさに国難と言うべき事態となっております。県南部におきましては複数の感染者が確認され、本市も予断を許さない状況となっております。

まずは、感染拡大を防止するため、津山市において「感染しない、させない」を徹底するため、密閉・密集・密接の「3つの密」を避ける行動を徹底するとともに、感染者が多数確認されている地域への移動や遠出はもとより、不要不急の外出を控えるようお願いします。また、このような状況ですので、市外からの往来についても、自粛いただきますようお願いします。

市では、2月13日に対策本部を立ち上げ、これまでコールセンター、産業支援センター相談窓口の設置や、各種機関へのマスク、消毒液等の物資の配布などに取り組んでいるところであります。今後につきましては、「3つの密」を避け、感染防止を徹底する観点から、4月18日から鶴山公園や図書館など大部分の公共施設を閉鎖します。

併せて、小中学校や、幼稚園についても、4月20日から臨時休校・休園することとなりました。

市民の皆様からのお問い合わせに対応するため、機能を集約した総合相談窓口を来週設置します。

国が実施する「緊急経済対策」に対応して、補正予算を編成いたしますが、本市独自の取組も検討してまいります。

市民の皆様の不安を払拭するため、より迅速に取組を進めてまいります。

医療については、市内の感染症指定医療機関の津山中央病院において、8床ある入院病床を20に増床するなど、全力で取り組んでいただいております。

この危機を乗り越えるため、市民の皆様にご理解をいただきながら、全力で取り組んでまいりますので、一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和2年4月17日

津山市長 谷口 圭三

公共施設の運用について

別添資料 1

	現在の状況	4月18日(土)～5月11日(月)の開催・休館の方針			担当課	運送先
		開館	休館	期間		
1	市役所本庁舎	○			総務部	32-2021
2	東庁舎	○			総務部	32-2021
3	各支所・出張所	○			地域振興部	32-2032
4	津山すこやか・こどもセンター	○			総務部	32-2021
5	加茂町斎場	○			環境福祉部	32-2055
6	津山男女共同参画センター「さん・さん」	○			総務部	31-0088
7	水道局	○			水道局	32-2110
8	浄水場(小田中・草加部)	○			水道局	32-2110
9	サンヒルズ	○			農林部	32-2178
10	勝北マルシェ(ほほえみ野菜)	○			農林部	32-2178
11	親子ひろば「すくすく」	○			子育て推進課	32-2179
12	親子ひろば「わくわく」	○			子育て推進課	32-2179
13	一時預かりルーム「にこにこ」	○			子育て推進課	32-2179
14	児童館	○			子育て推進課	32-2179

No.	現在の状況				4月18日(土)～5月11日(月)の開館・休館の方針				担当課	運給先
	開館	休館	期間	備考	開館	休館	期間	備考		
15	○				○		4月20日(月)から5月8日(金)	施設内にある小学校や通級児の在園の動向に準じる	こども保健課	32-7039
16	○				○				こども保健課	32-7028
17	○				○				こども保健課	32-7028
18	○				○				こども保健課	32-7028
19	○				○				こども保健課	32-7028
20	○				○				こども保健課	32-7028
21	○				○				こども保健課	32-7028
22	○				○			既予約本の受け取りのみ可	図書館	24-2919
23	○				○			既予約本の受け取りのみ可	図書館	24-2919
24	○				○				生涯学習課 中央公民館	24-5111
25	○				○				生涯学習課 中央公民館	24-5111
26	○				○		4月20日(月)から5月8日(金)		次世代育成課 鶴山塾	22-2523
27	○				○				生涯学習課 生涯学習推進係	32-2118
28	○				○				生涯学習課 生涯学習推進係	32-2118
29	○				○				生涯学習課 生涯学習推進係	32-2118

	現在の状況				4月18日(土)～5月11日(月)の開催・休館の方針				担当課	連絡先	
	開館	休館	期間	備考	開館	休館	期間	備考			
30		○				○			地域振興部	生涯学習課 生涯学習推進係	32-2118
31	学び	○				○			教育委員会	次世代育成課	32-2009
32		○				○			都市建設部	都市計画課	32-2097
33		○				○			産業文化部	文化課	32-2121
34		○				○			産業文化部	文化課	32-2121
35		○				○			産業文化部	歴史まちづくり 推進室	32-7000
36		○				○			産業文化部	文化課 (洋学資料館)	23-3324
37	観光 歴史	○				○			産業文化部	文化課 (郷土博物館)	22-4567
38		○				○			産業文化部	文化課	32-2121
39		○				○			産業文化部	文化課 (文化財センター)	24-8413
40		○				○			産業文化部	文化課 (文化財センター)	24-8413
41		○				○			農林部	農業振興課	32-2079
42		○				○			産業文化部	観光振興課	32-2082
43		○				○			産業文化部	観光振興課	32-2082
44	スポーツ	○				○			地域振興部	スポーツ課	24-0202

	現在の状況		4月18日(土)～5月11日(月)の開館・休館の方針				担当課	担当部	連絡先		
	開館	休館	期間	備考	開館	休館				期間	備考
45		○				○		地域振興部	スポーツ課	24-0202	
46		○				○		地域振興部	スポーツ課	24-0202	
47		○				○		地域振興部	スポーツ課	24-0202	
48		○				○		地域振興部	スポーツ課	24-0202	
49		○				○		地域振興部	スポーツ課	24-0202	
50		○				○		地域振興部	スポーツ課	24-3773	
51		○				○		地域振興部	スポーツ課	24-3773	
52	スポーツ	○				○		地域振興部	スポーツ課	24-3773	
53		○				○		地域振興部	スポーツ課	24-3773	
54		○				○		地域振興部	スポーツ課	24-3773	
55		○				○		地域振興部	スポーツ課	24-3773	
56		○				○		地域振興部	スポーツ課	24-3773	
57		○				○		地域振興部	スポーツ課	24-3773	
58		○				○		地域振興部	スポーツ課	24-0202	
59		○				○		地域振興部	加茂支所 地域振興課	42-3358	

	現在の状況				4月18日(土)～5月11日(月)の開館・休館の方針				担当課	連絡先
	開館	休館	期間	備考	開館	休館	期間	備考		
60		○				○			地域振興部	加茂支所 地域振興課 42-3358
61		○				○			地域振興部	加茂支所 地域振興課 42-3358
62		○				○			地域振興部	加茂支所 地域振興課 42-3358
63		○				○			地域振興部	加茂支所 地域振興課 42-3358
64		○				○			地域振興部	加茂支所 地域振興課 42-3358
65		○				○			地域振興部	加茂支所 地域振興課 42-3358
66		○				○			地域振興部	加茂支所 地域振興課 42-3358
67	スポーツ	○				○			地域振興部	阿波出張所 地域振興課 32-7042
68		○				○			地域振興部	勝北支所 地域振興課 36-5800
69		○				○			地域振興部	勝北支所 地域振興課 36-5800
70		○				○			地域振興部	久米支所 地域振興課 57-2900
71		○				○			地域振興部	久米支所 地域振興課 57-2900
72		○				○			地域振興部	久米支所 地域振興課 57-2900
73		○				○			産業文化部	仕事・移住支援室 24-3633
74		○				○			津山圏域衛生 処理組合	津山圏域衛生 処理組合 26-1352

	現在の状況				4月18日(土)～5月11日(月)の閉館・休館の方針				担当課	担当部	連絡先
	開館	休館	期間	備考	開館	休館	期間	備考			
75	○				○				生涯学習課 中央公民館	地域振興部	24-5111
76	○				○				生涯学習課 中央公民館	地域振興部	24-5111
77	○				○				スポーツ課	地域振興部	24-0202
78	○				○				教育総務課	教育委員会	32-2113
79	○				○				教育総務課	教育委員会	32-2113
80	○				○				仕事・移住支援室	産業文化部	24-3633
81	○				○				都市計画課	都市建設部	27-7150
82	○				○				津山圏域衛生 処理組合	津山圏域衛生 処理組合	26-1352
83	○				○			バス切符販売のため	都市計画課	都市建設部	32-2097
84	○				○			バス切符販売のため	都市計画課	都市建設部	32-2097
85	○				○				生活福祉課	環境福祉部	32-2063
86	○				○				高齢介護課	環境福祉部	32-2066

指定管理者制度導入施設の運用について

①利用料金制を採用している施設

No.	施設名	指定管理者		4月18日(土)～5月11日(月)の開館・休館の方針				担当課	連絡先
		事業名	連絡先	開館	一部開館	休館	その他		
1	ふれあいサロン	特定非営利活動法人ワーカースクープ	24-3600			○		高齡介護課	32-2070
2	福祉施設 加茂町福祉センター	社会福祉法人津山市社会福祉協議会	42-3611			○		高齡介護課	32-2070
3	阿波保健福祉センター浴室棟	一般財団法人津山市都市整備公社	46-7111			○		高齡介護課	32-2070
4	道の駅久米の里	有限会社アグリクス米	57-7234	○			直売所のみ継続。レストランは休止	ビジネス農林業推進室	32-2178
5	津山観光センター	公益社団法人津山市観光協会	22-3310	○			物販のみ継続。貸館及び飲食提供は休止	観光振興課	32-2082
6	観光歴史 中島病院日本館「城西浪漫館」	城西まちづくり協議会	22-8688	○			物販のみ継続。貸館及び喫茶は休止	歴史まちづくり推進室	32-7000
7	作洲民芸館	城西まちづくり協議会	24-6690	○			物販のみ継続。貸館及び喫茶は休止	歴史まちづくり推進室	32-7000
8	鶴山公園	公益社団法人津山市観光協会	22-3310			○		都市計画課	32-2097
9	神楽尾公園	株式会社ガット	22-1411			○		都市計画課	32-2097
10	高齡者総合福祉施設「めぐみ荘」	一般財団法人津山市都市整備公社	42-7330			○		高齡介護課	32-2070
11	津山市三世代研修宿泊施設「ワッテハイハウス加茂」	一般財団法人津山市都市整備公社	42-4466			○		仕事・移住支援室	24-3633
12	宿泊 キャンプ あば交流館	一般財団法人津山市都市整備公社	46-7111			○		ビジネス農林業推進室	32-2178
13	黒木キャンプ場	公益社団法人津山市観光協会	46-7615			○		農村整備課	32-2076
14	奥津川ラビンの里	ラビンの里管理組合	42-4551			○		農村整備課	32-2076
15	阿波森林公園	阿波養魚組合	46-2077			○		森林課	32-2078
16	音楽文化ホール・ベルフォーレ津山	津山街づくり株式会社	31-2525			○		文化課	32-2121
17	津山市立文化展示ホール	津山街づくり株式会社	31-2525			○		文化課	32-2121
18	文化交流 施設 津山文化センター	公益社団法人津山文化振興財団	22-7111			○		文化課	32-2121
19	加茂町文化センター	一般財団法人津山市都市整備公社	42-7031			○		文化課	32-2121
20	勝北文化センター	有限会社アライス	36-7121			○		文化課	32-2121
21	旧尾尾銀行林田支店	EKG合同会社	20-1682			○		文化課	32-2121
22	文化交流 施設 津山市地域交流センター	津山街づくり株式会社	31-2010			○		商業・交通政策課	32-2081
23	津山圏域雇用労働センター	津山広域事務組合	24-3633			○		仕事・移住支援室	24-3633

指定管理者制度導入施設の運用について

①利用料金制を採用している施設

施設名	指定管理者		4月18日(土)～5月11日(月)の開館・休館の方針					担当課	連絡先
	事業者名	連絡先	開館	一部開館	休館	その他	備考		
24 津山駅北口駐車場	一般財団法人津山市都市整備公社	32-2127	○				施設の性質上休館の必要がないため	都市建設部	32-2096
25 津山市城下駐車場	一般財団法人津山市都市整備公社	32-2127	○				施設の性質上休館の必要がないため	都市建設部	32-2096
26 津山市城南駐車場	一般財団法人津山市都市整備公社	32-2127	○				施設の性質上休館の必要がないため	都市建設部	32-2096
27 スポーツ	ミスグループ共同企業体	27-7140			○		会員への周知ができ次第早急に休館	スポーツ課	24-0202
28 久米総合文化運動公園市民プール「レインボール」	OSKグループ	57-2311			○			久米支所地域振興課	57-2900
利用料金制採用施設 合計			3	4	21	0	合計 28施設		

②利用料金制を採用していない施設

施設名	指定管理者		4月18日(土)～5月11日(月)の開館・休館の方針					担当課	連絡先
	事業者名	連絡先	開館	一部開館	休館	その他	備考		
1 斎場	つやま斎苑管理グループ	23-6548	○				施設の性質上休館できないため	環境福祉部	32-2055
2 福祉施設「神南備園」	社会福祉法人千寿福祉会	24-9402		○			福祉サービスは継続。貸館は休止	環境福祉部	32-2067
3 養護老人ホーム「とぎわ園」	社会福祉法人江原恵明会	22-4973	○				施設の性質上休館できないため	環境福祉部	32-2070
4 観光歴史	津山城下町歴史館	22-8688			○			産業文化部	32-7000
5 食肉処理	津山市食肉処理センター	26-1097	○				施設の性質上休館できないため	農林部	32-2079
6 公営住宅	津山市市営住宅	32-2127	○				施設の性質上休館できないため	都市建設部	32-2090
7 公営住宅	津山市特定公共賃貸住宅	32-2127	○				施設の性質上休館できないため	都市建設部	32-2090
8 津山市宮阿波公営住宅	一般財団法人津山市都市整備公社	32-2127	○				施設の性質上休館できないため	都市建設部	32-2090
9 文化交流施設「ター」	特定非営利活動法人みんなの集落研究所	27-0600			○			地域づくり推進室	32-2032
利用料金否採用施設 合計			6	1	2	0	合計 9施設		

指定管理者制度導入施設 総合計			
開館	一部開館	休館	その他
9	5	23	0
合計 37施設			

【中止】を決定しているイベント・総会等一覧表

部局名	課室名	連絡先	開催日	行 事 名	開催場所	予定参加者数(人)	主催者	備考
1 総務部	危機管理室	22-1190	4月12日	第60回津山市消防操法大会	勝北スポーツ公園	延700人	津山市	
2 総務部	人権啓発課	31-0088	4月16日	ワークライフバランス推進企業認定証授与式	大会講堂	20	津山市	
3 地域振興部	スポーツ課	24-0202	4月16日	津山市スポーツ推進委員協議会 総会	陸上競技場	60	津山市スポーツ推進委員協議会(津山市事務局)	
4 地域振興部	スポーツ課	24-0202	4月16日	津山市スポーツ少年団 総会	福祉会館4F	100	津山市スポーツ少年団(津山市事務局)	決議は書面にて審議
5 地域振興部	阿波出張所 地域振興課	32-7042	4月18日	尾所の桜まつり	尾所地域	500	尾所の桜まつり実行委員会	
6 こども保健部	健康増進課	32-2069	4月18日～5月11日	育児相談	津山すこやか・こどもセンター等	親子20組	津山市	
7 地域振興部	生涯学習課 図書館	24-2919	4月23日～5月31日	子ども読書週間おたのしみキャンペーン	久米図書館	随時	津山市	本を借りてガチャポンに挑戦・窓ロイイベント
8 地域振興部	地域づくり推進室	32-2032	4月25日	津山市連合町内会総会	リージョンセンター	300	津山市連合町内会	
9 地域振興部	スポーツ課	24-0202	4月26日	津山市スポーツ少年団 結団式	福祉会館4F	450	津山市スポーツ少年団(津山市事務局)	
10 地域振興部	生涯学習課 図書館	24-2919	4月26日	子どもの読書の日・子ども図書館まつり	本館	50	津山市	4月23日～5月12日 本のお楽しみ袋・読書シールプレゼント(中止)
11 地域振興部	生涯学習課 図書館	24-2919	4月26日	春の日のおはなし会	本館	20	ポランティア	
12 地域振興部	生涯学習課 図書館	24-2919	4月29日	ファミリーシアター	本館	20	津山市	
13 地域振興部	生涯学習課 図書館	24-2919	4月29日	子どもの読書週間・パンのおはなし会	久米図書館	親子20組	津山市	
14 こども保健部	健康増進課	32-2069	4月30日	はっぴー子育て教室	津山すこやか・こどもセンター	親子50組	津山市	
15 産業文化部	みらい産業課	24-0740	4月下旬	津山圏域改善活動委員会総会	未定	10	津山圏域改善活動委員会	書面対応とし、会場に集まらない形で実施
16 地域振興部	スポーツ課	24-0202	4月～7月	各種スポーツ教室等(財団主催6教室等)	総合体育館等	各20～60	津山スポーツ振興財団(津山市共催)	前期教室等中止
17 地域振興部	生涯学習課 図書館	24-2919	5月2日	むかし話を聞く会	本館	20	ポランティア	
18 地域振興部	生涯学習課 図書館	24-2919	5月2日	おはなし会	加茂町図書館	10	ポランティア	
19 地域振興部	生涯学習課 図書館	24-2919	5月3日	おはなし会	久米図書館	10	津山市	
20 こども保健部	こども保育課	32-7028	5月9日	保育士等合同就職ガイダンス	美作大学	30	津山市保育協議会	

【中止】を決定しているイベント・総会等一覧表

部局名	課室名	連絡先	開催日	行 事 名	開催場所	予定参加者数 (人)	主催者	備考
21 地域振興部	生涯学習課 図書館	24-2919	5月9日	放送大学セミナー	本館	10	放送大学	
22 地域振興部	生涯学習課 図書館	24-2919	5月9日	昔話のおはなし会	加茂町図書館	10	ボランティア	
23 地域振興部	生涯学習課 図書館	24-2919	5月10日	プロが教える初夏のローズガーデン	本館	40	津山市	
24 地域振興部	生涯学習課 図書館	24-2919	5月12日	圖を活性化する大人の書読会	本館	15	津山市	
25 都市建設部	都市計画課	32-2096	5月14日	令和2年度 空港津山道路整備促進協議会 総会	津山鶴山ホテル	47	津山市	書面での開催とする
26 都市建設部	都市計画課	32-2096	5月14日	令和2年度 国道53号グレードアップ委員会	津山鶴山ホテル	22	津山市	書面での開催とする
27 こども保健部	健康増進課	32-2069	5月14日・27日 6月7日	ハローベビ-教室	津山すこやか・こどもセンター	20	津山市	
28 地域振興部	生涯学習課 図書館	24-2919	5月16日	子どものための「物語を楽しむ会」	本館	20	ボランティア	
29 地域振興部	阿波出張所 地域振興課	32-7042	5月17日	阿波ふるさと祭り	阿波ふるさとふれあい 会館	1,000	阿波ふるさと祭り実行委員会	
30 地域振興部	生涯学習課 図書館	24-2919	5月17日	おはなしタイム	勝北図書館	10	ボランティア	
31 地域振興部	生涯学習課 図書館	24-2919	5月20日	いっしょにあそぼ 0. 1. 2. 3てくてく	久米図書館	10	ボランティア	
32 地域振興部	生涯学習課 図書館	24-2919	5月21日	おはなし会	本館	20	ボランティア	
33 選挙管理委員会	選挙管理委員会	32-2143	5月21日・22日	令和2年度全選連中国支部定期総会・研修会等	ザ・シロヤマテラス 津山別邸	150	全選連中国支部	
34 地域振興部	生涯学習課 図書館	24-2919	5月24日	ファミリーシアター	本館	20	津山市	
35 都市建設部	下水道課	32-2100	5月28日	津山広域下水道事業協議会	津山市役所	12	津山市	書面での開催とする
36 地域振興部	生涯学習課 図書館	24-2919	5月中の 毎週木曜日	木曜ビデオ館	本館	15	津山市	
37 地域振興部	生涯学習課 図書館	24-2919	5月中の 毎週水曜日	小さな子どものえほんのじかん	本館	20	津山市	
38 水道局		32-2006	6月1日～7日	水道週間(出前講座)	市内小学校			
39 産業文化部	みらい産業課	24-0740	7月28. 29日	つやまエリアオープンファンクトリ-	津山市ほか	2,000	津山市、美作県民局	
40 地域振興部	勝北支所 地域振興課	32-7021	8月12日	サマーフェスティバルIN塩手2020	塩手地周辺	25,000	サマーフェスティバルIN塩手 実行委員会	

【延期】を決定しているイベント・総会等一覧表

部局名	課室名	連絡先	開催日	行 事 名	開催場所	予定参加者数 (人)	主催者	備考
1 産業文化部	仕事・移住支援室	24-3633	4月13日・14日	新入社員教育講座	津山圏域雇用労働センター	40	津山広域事務組合	
2 子ども保健部	健康増進課	32-2069	4月18日～5月末	乳幼児健診	津山すこやか・こどもセンター	各回20	津山市	管内で感染者が確認された場合は延長する
3 産業文化部	みらい産業課	24-0740	4月22日	企画運営会議	東庁舎会議室	10	津山市産業支援センター	
4 産業文化部	仕事・移住支援室	24-3633	4月26日	美作大学合同企業説明会	美作大学	100	津山広域事務組合	
5 地域振興部	生涯学習課 中央公民館	24-5111	4月、5月	公民館主催講座(23回)	各公民館		津山市	
6 産業文化部	仕事・移住支援室	24-3633	5月16日	津山圏域定住自立圏移住相談会	シティプラザ大阪	10	津山圏域定住自立圏構成町	
7 産業文化部	仕事・移住支援室	24-3633	5月25日	自分らしい働き方発見講座(小規模面接会)	津山圏域雇用労働センター	15	津山市雇用創造協議会	
8 産業文化部	仕事・移住支援室	24-3633	5月30日	合同就職面接会	津山圏域雇用労働センター	30	津山市雇用創造協議会	
9 産業文化部	仕事・移住支援室	24-3633	5月27日 6月10日	PV映像制作セミナー(1・2回目)	津山圏域雇用労働センター	15	津山市雇用創造協議会	
10 産業文化部	みらい産業課	24-0740	6月上旬	第1回津山市人づくり事業運営委員会	未定	15	津山市人づくり事業運営委員会	状況に応じては、会場に集合しない形で書類送付で対応
11 産業文化部	仕事・移住支援室	24-3633	7月18日・19日	津山市・鏡野町・勝央町移住体験ツアー	津山市・鏡野町・勝央町	20	津山圏域定住自立圏構成町	

【規模縮小】を決定しているイベント・総会等一覧表

部局名	課室名	連絡先	開催日	行 事 名	開催場所	予定 参加者数 (人)	主催者	備考
1 子ども保健部	子ども保育課	32-7028	4月17日	保育協議会 総会	津山総合福祉会館	30	津山市保育協議会	
2 産業文化部	みらい産業課	24-0740	5月19日	岡山県産業人材コンソーシアム交流研修事業	市内3企業	未定	岡山県	

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針

令和2年3月28日（令和2年4月16日変更）

新型コロナウイルス感染症対策本部決定

政府は、新型コロナウイルス感染症への対策は危機管理上重大な課題であるとの認識の下、国民の生命を守るため、これまで水際での対策、まん延防止、医療の提供等について総力を挙げて講じてきた。しかしながら、国内において、感染経路の不明な患者の増加している地域が散発的に発生し、一部の地域で感染拡大が見られてきたところであり、この状況を踏まえ、令和2年3月26日、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）附則第1条の2第1項及び第2項の規定により読み替えて適用する法第14条に基づき、新型コロナウイルス感染症のまん延のおそれが高いことが、厚生労働大臣から内閣総理大臣に報告され、同日に、法第15条第1項に基づく政府対策本部が設置された。

国民の生命を守るためには、感染者数を抑えること及び医療提供体制や社会機能を維持することが重要である。

そのうえで、まずは、「三つの密」を避けることをより一層推進し、さらに、積極的疫学調査等によりクラスター（患者間の関連が認められた集団。以下「クラスター」という。）の発生を封じ込めることが、いわゆるオーバーシュートと呼ばれる爆発的な感染拡大（以下「オーバーシュート」という。）の発生を防止し、感染者、重症者及び死亡者の発生を最小限に食い止めるためには重要である。

また、必要に応じ、外出自粛の要請等の接触機会の低減を組み合わせることで実施することにより、感染拡大の速度を可能な限り抑制することが、上記の封じ込めを図るためにも、また、医療提供体制を崩壊させないためにも、重要である。

あわせて、今後、国内で感染者数が急増した場合に備え、重症者等への対

応を中心とした医療提供体制等の必要な体制を整えるよう準備することも必要である。

既に国内で感染が見られる新型コロナウイルス感染症に関しては、次項「一 新型コロナウイルス感染症発生の状況に関する事実」に示すとおり、

- ・ 肺炎の発生頻度が、季節性インフルエンザにかかった場合に比して相当程度高く、国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあること、
- ・ 感染経路が特定できない症例が多数に上り、かつ、急速な増加が確認されており、医療提供体制もひっ迫してきていることから、全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある状況であること

が、総合的に判断できる。

このようなことを踏まえて、令和2年4月7日に、新型コロナウイルス感染症対策本部長は法第32条第1項に基づき、緊急事態宣言を行った。緊急事態措置を実施すべき期間は令和2年4月7日から令和2年5月6日までの29日間であり、緊急事態措置を実施すべき区域は埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県及び福岡県とした。また、令和2年4月16日現在において、上記7都府県と同程度にまん延が進んでいる道府県として北海道、茨城県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府を緊急事態措置を実施すべき区域に加えるとともに、それ以外の県においても5ページ以降で述べる理由により、全都道府県を緊急事態措置の対象とすることとした。これらの区域において緊急事態措置を実施すべき期間は、令和2年4月16日から令和2年5月6日までとした。なお、緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認められるときは、期間内であっても速やかに緊急事態を解除する。

緊急事態の宣言は、新型コロナウイルス感染症の現状とともに、これまでの課題に照らし合わせて、法に基づく各施策を用いて感染拡大を防ぐとともに、この宣言の下、政府や地方公共団体、医療関係者、専門家、事業者を含む国民が一丸となって、基本的な感染予防の実施や不要不急の外出

の自粛、後述する「三つの密」を避けることなど、自己への感染を回避するとともに、他人に感染させないように徹底することが必要である。

実効性のある施策を包括的に確実かつ迅速に実行するにあたってはクラスター対策を行う体制の強化や医療提供体制の確保が喫緊の課題であり、これまでの施策を十分な有効性を持たせて実施していくとともに、特に不要不急の外出など外出自粛の要請等を強力に行い、人と人との接触を徹底的に低減することで、必要な対策を実施することとする。

こうした対策を国民一丸となって実施することができれば、現在拡大している感染を収束の方向に向かわせることが可能である。具体的には、国民においては、不要不急の外出を避けること、「三つの密」や夜の街を極力避けること、事業者においては、業務継続計画（BCP）に基づき、出勤者の4割減少はもとより、テレワークなどを活用することで、さらに接触の機会を減らすことを協力して行っていく必要がある。30日間に急速に収束に向かわせることに成功できたとすれば、数理モデルに基づけば、80%の接触が回避できたと判断される。なお、政府としては、緊急事態を宣言しても、社会・経済機能への影響を最小限に留め、諸外国で行われている「ロックダウン」（都市封鎖）のような施策は実施しない。

本指針は、国民の生命を守るため、新型コロナウイルス感染症をめぐる状況を的確に把握し、政府や地方公共団体、医療関係者、専門家、事業者を含む国民が一丸となって、新型コロナウイルス感染症対策をさらに進めていくため、今後講じるべき対策を現時点で整理し、対策を実施するにあたって準拠となるべき統一的指針を示すものである。

なお、新型コロナウイルス感染症は新型インフルエンザとはウイルスも病態も異なる感染症であることから、政府としては、地方公共団体、医療関係者、専門家、事業者を含む国民の意見をくみ取りつつ、協力して直ちに対策を進めていくこととする。

一 新型コロナウイルス感染症発生の状況に関する事実

我が国においては、令和2年1月15日に最初の感染者が確認された後、

4月14日までに、合計46都道府県において合計7,964人の感染者、119人の死亡者が確認されている。特に、最近の状況としては、感染経路が特定できていない感染者が61%（令和2年4月15日現在、4月13日までの状況）を占める状況となっている。このことは、クラスターとして感染が見られてきた特定の場所での感染に加え、これまで限定的であった日常生活の中での感染のリスクが徐々に増大し始めていることを意味する。

国内の感染状況については、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議（以下「専門家会議」という。）の見解として、今のところ諸外国のような、オーバーシュートは見られていないが、都市部を中心にクラスター感染が次々と報告され、患者数が急増し、そうした中、医療供給体制がひっ迫しつつある地域が出てきており、医療供給体制の強化が喫緊の課題となっていると状況分析されていたところであるが、特に3月16日から4月1日にかけて、報告された感染者数は817人から2,299人と急増し、倍化時間（2倍になるまでの時間）は4.0日、感染経路の不明な患者数は40.6%となっている。専門家会議では、繁華街の接待を伴う飲食店等のクラスターの存在が指摘されており、院内感染や高齢者・福祉施設内感染とともに、大きな問題となっている。また、無症候又は症状の明確でない者から感染が広がるおそれがあるとの専門家の指摘も存在する。

一方で、海外の状況としては、新型コロナウイルス感染症が発生している国は、南極大陸を除く全ての大陸に広がっており、イランや欧米ではオーバーシュートの発生も確認されている。こういった状況の中で、本年3月中旬から下旬にかけて、海外において感染し、国内に移入したと疑われる感染者が増加した。これらの者が国内で確認された感染者のうちに占める割合も13%（3月11日－3月18日）から29%（3月19日－3月25日）に増加し、最大で37%を超える日もあったが、水際対策の強化の結果、現在は一定程度に収まっている。しかし、移入元の国については、流行当初は中華人民共和国に集中していたものの、現在では欧米を中心に拡大しており、輸入症例の広域化の影響を受けている。

国内の医療提供体制としては、感染者の急激な増加が見られる東京都と

大阪府では、既に重症者等に対する入院医療の提供体制に支障をきたすおそれがあると判断し、入院治療が必要ない軽症者を宿泊施設での療養に切り替える旨発表している。また、東京都に隣接し、感染者数が500人を超える神奈川県も入院医療の切替えを行う方針であり、大都市圏を中心に医療提供体制のひっ迫が現実のものとして現れ始めている。

都道府県別の動向としては、特に東京都及び大阪府において、報告された累積感染者数が令和2年4月6日時点で、それぞれ400人以上（東京都1,123人、大阪府429人）、過去1週間の倍化時間も7日未満（東京都5.0日、大阪府6.6日）となり、感染者数のさらなる急増の危険性があった。さらに、その近隣府県としては、埼玉県、千葉県、神奈川県、兵庫県、京都府において累積感染者数が100人を超え、そのうち、京都府を除く全ての府県で、感染経路が不明の感染者がほぼ半数を超えた。福岡県については、累積報告数が100人以上となり、倍化時間が約3日と急速な感染の広がりが見られ、感染経路の不明な症例の割合が7割を占めている状況にあった。その後、北海道、茨城県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府では、4月14日までの累積報告数が100人以上となっており、かつ、茨城県、石川県及び岐阜県については直近1週間の倍化時間は10日未満、北海道、愛知県及び京都府については過去にあった流行の影響を除いた直近1週間の倍化時間が10日未満となっている。また、これらの道府県では感染経路の不明な症例の割合も、直近1週間ではほぼ半数となっている。このように、東京都及び大阪府、北海道、茨城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府、兵庫県、福岡県については、特に重点的に感染拡大の防止に向けた取組を進めていく必要がある（この13都道府県を総称して、以下「特定警戒都道府県」という。）。

これら特定警戒都道府県以外の県についても、都市部からの人の移動等によりクラスターが都市部以外の地域でも発生し、感染拡大の傾向が見られる。そのような地域においては、医療提供体制が十分に整っていない場合も多く、感染が拡大すれば、医療が機能不全に陥る可能性が高い。緊急事態宣言が出された以後、多くの国民に行動変容の御協力をいただいでい

るが、人流データ等を見ると、緊急事態措置を全国に拡大することにより、さらなる国民の行動変容の御協力をお願いする必要がある。具体的な感染者数の推移をみても、例えば3月の中旬から連休にかけて、警戒が一部緩んだことにより感染が拡大したと考えられる。国、地方公共団体、関係機関等を含めた国民が一丸となって、大型連休期間も含めまん延防止に取り組むべきこの時期において、全都道府県が足並みをそろえて感染拡大防止の取組が行われることが必要であることから、全ての都道府県について緊急事態措置を実施すべき区域とすることとする。

今回の感染拡大防止のための取組は政府、地方公共団体、医療関係者、専門家、事業者を含む国民が一丸となって行うものであることを踏まえ、地域の実情を踏まえつつ、迅速かつ適切に感染拡大防止のための措置を講ずることが必要である。

新型コロナウイルス感染症については、下記のような特徴がある。

- ・ 一般的な状況における感染経路の中心は飛沫感染及び接触感染であるが、閉鎖空間において近距離で多くの人と会話する等の一定の環境下であれば、咳やくしゃみ等の症状がなくても感染を拡大させるリスクがあるとされている。また、無症候の者からの感染の可能性も指摘されている。一方、人と人との距離をとること（Social distancing: 社会的距離）により、大幅に感染リスクが下がるとされている。
- ・ 集団感染が生じた場の共通点を踏まえると、特に①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人々が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件（以下「三つの密」という。）のある場では、感染を拡大させるリスクが高いと考えられる。また、これ以外の場であっても、人混みや近距離での会話、特に大きな声を出すことや歌うことにはリスクが存在すると考えられる。激しい呼吸や大きな声を伴う運動についても感染リスクがある可能性が指摘されている。
- ・ 現在のところ、感染が拡大している地域であっても、多くの場合、ラ

イブハウス、スポーツジム、医療機関、さらに最近になって繁華街の接待を伴う飲食店等におけるクラスターでの感染拡大が中心であり、限定的に日常生活の中での感染のリスクが生じてきているものの、広く市中で感染が拡大しているわけではないと考えられる。

- ・ 世界保健機関 (World Health Organization: WHO) によると、現時点において潜伏期間は1-14日 (一般的には約5日) とされており、また、厚生労働省では、これまでの新型コロナウイルス感染症の情報なども踏まえて、濃厚接触者については14日間にわたり健康状態を観察することとしている。
- ・ 新型コロナウイルスに感染すると、発熱や呼吸器症状が1週間前後持続することが多く、強いたるさ (倦怠感) を訴える人が多いことが報告されている。
- ・ 中国における報告 (令和2年3月9日公表) では、新型コロナウイルス感染症の入院期間の中央値は11日間と、季節性インフルエンザの3日間よりも、長くなることが報告されている。
- ・ 罹患しても約8割は軽症で経過し、また、感染者の8割は人への感染はないと報告されている。さらに入院例も含めて治癒する例も多いことが報告されている。
- ・ 重症度としては、季節性インフルエンザと比べて死亡リスクが高いことが報告されている。中国における報告 (令和2年2月28日公表) では、確定患者での致死率は2.3%、中等度以上の肺炎の割合は18.5%であることが報告されている。季節性インフルエンザに関しては、致死率は0.00016%-0.001%程度、肺炎の割合は1.1%-4.0%、累積推計患者数に対する超過死亡者数の比は約0.1%であることが報告されている。このように新型コロナウイルス感染症における致死率及び肺炎の割合は、季節性インフルエンザに比べて、相当程度高いと考えられる。また、特に、高齢者・基礎疾患を有する者では重症化するリスクが高いことも報告されており、医療機関や介護施設等での院内感染対策、施設内感染対策が重要となる。上記の中国における報告では、年齢ごとの死亡

者の割合は、60歳以上の者では6%であったのに対して、30歳未満の者では0.2%であったとされている。

- ・ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。)第12条に基づき、令和2年3月31日までに報告された患者における、発症日から報告日までの平均期間は9.0日であった。
- ・ 現時点では、有効性が確認された特異的な抗ウイルス薬やワクチンは存在せず、治療方法としては対症療法が中心である。なお、現時点ではワクチンが存在しないことから、新型インフルエンザ等対策政府行動計画に記載されている施策のうち、予防接種に係る施策については、本基本的対処方針には記載していない。その一方で、治療薬については、いくつか既存の治療薬から候補薬が出てきており、患者の観察研究等が進められている。

二 新型コロナウイルス感染症の対処に関する全般的な方針

- ・ 情報提供・共有及びまん延防止策により、各地域においてクラスター等の封じ込め及び接触機会の低減を図り、感染拡大の速度を抑制する。
- ・ サーベイランス・情報収集及び適切な医療の提供により、重症者及び死亡者の発生を最小限に食い止めるべく万全を尽くす。
- ・ 的確なまん延防止策及び経済・雇用対策により、社会・経済機能への影響を最小限にとどめる。
- ・ なお、対策は、感染者の増加に伴い不可逆的に進むものではなく、例えば、地域で感染者が確認された早期の段階で、クラスター等の封じ込め及び接触機会の低減が奏功し、当該地域での感染者の発生が抑制された場合には、強化した対策を適宜適切に元に戻す。

三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項

(1) 情報提供・共有

- ① 政府は、以下のような、国民に対する正確で分かりやすく、かつ状況

の変化に即応した情報提供や呼びかけを行い、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応をお願いする。

- ・ 発生状況や患者の病態等の臨床情報等の正確な情報提供。
 - ・ 国民にわかりやすい疫学解析情報の提供。
 - ・ 手洗い、咳エチケット等の基本的な感染対策の徹底。
 - ・ 風邪症状など体調不良が見られる場合の休暇取得、学校の欠席、外出自粛等の呼びかけ。
 - ・ 感染リスクを下げるため、医療機関を受診する時は、予め電話で相談することが望ましいことの呼びかけ。
 - ・ 厚生労働省が作成する「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の考え方」をわかりやすく周知。
 - ・ 感染者・濃厚接触者や、診療に携わった医療機関・医療関係者その他の対策に携わった方々に対する誤解や偏見に基づく差別を行わないことの呼びかけ。
 - ・ 室内で「三つの密」を避ける。特に、日常生活及び職場において、人混みや近距離での会話、多数の者が集まり室内において大きな声を出すことや歌うこと、呼気が激しくなるような運動を行うことを避けるように強く促す。飲食店等においても「三つの密」のある場面は避けること。
 - ・ 従業員及び学生の健康管理や感染対策の徹底についての周知。
 - ・ 家族以外の多人数での会食を避けること。
 - ・ 今回の対策では、「ロックダウン」（都市封鎖）のような施策は政府として実施しないことを周知し、国民の落ち着いた対応（不要不急の帰省や旅行など都道府県をまたいだ移動の自粛等や商店への殺到の回避及び買い占めの防止）の呼びかけ。
- ② 政府は、広報担当官を中心に、官邸のウェブサイトにおいて厚生労働省等の関係省庁のウェブサイトへのリンクを紹介するなどして有機的に連携させ、かつ、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）等の媒体も積極的に活用することで、迅速かつ積極的に国民等への情報発信を行う。
- ③ 政府は、民間企業等とも協力して、情報が必ずしも届いていない層に十

分な情報が行き届くよう、丁寧な情報発信を行う。

- ④ 厚生労働省は、感染症の発生状況やクラスターの発生場所、規模等について迅速に情報を公開する。
- ⑤ 外務省は、全世界で感染が拡大していることを踏まえ、各国に滞在する邦人等への適切な情報提供、支援を行う。
- ⑥ 政府は、検疫所からの情報提供に加え、企業等の海外出張又は長期の海外滞在のある事業所、留学や旅行機会の多い大学等においても、帰国者への適切な情報提供を行い、渡航の是非の判断・確認や、帰国者に対する2週間の外出自粛の要請等の必要な対策を講じるよう周知を図る。
- ⑦ 政府は、国民、在留外国人、外国人旅行者及び外国政府への適切かつ迅速な情報提供を行い、国内でのまん延防止と風評対策につなげる。
- ⑧ 地方公共団体は、政府との緊密な情報連携により、様々な手段により住民に対して地域の感染状況に応じたメッセージや注意喚起を行う。
- ⑨ 政府は、今般の新型コロナウイルス感染症に係る事態が行政文書の管理に関するガイドライン（平成23年4月1日内閣総理大臣決定）に基づく「歴史的緊急事態」と判断されたことを踏まえた対応を行う。地方公共団体も、これに準じた対応に努める。

(2) サーベイランス・情報収集

- ① 感染症法第12条に基づく医師の届出により疑似症患者を把握し、医師が必要と認める検査を実施する。
- ② 厚生労働省は、感染が急速に拡大する中で、必要な検査ができるよう、地方衛生研究所や民間の検査機関等の関係機関における検査体制の一層の強化を図る。また、特定都道府県（緊急事態宣言の対象区域に属する都道府県）は、医療機関等の関係機関により構成される会議体を設けること等により、PCR等検査の実施体制の把握・調整等を図り、民間の検査機関等を活用する。
- ③ 都道府県別にPCR等検査の実施人数や陽性者数、陽性率等の分析結果を定期的に公表する。

- ④ 厚生労働省は、感染症法第12条に基づく医師の届出とは別に、国内の流行状況等を把握するため、既存のサーベイランスの効果的な利用やさらに有効なサーベイランスの仕組みを構築する。仕組みの構築に当たっては現場が混乱しないように留意する。
- ⑤ 文部科学省及び厚生労働省は、学校等での集団発生の把握の強化を図る。
- ⑥ 政府は、迅速診断用の簡易検査キット等の開発を引き続き可及的速やかに進める。

(3) まん延防止

- ① 令和2年4月7日の緊急事態宣言は、政府や地方公共団体、医療関係者、専門家、事業者を含む国民が一丸となって、これまでの施策をさらに加速させることを目的として行うものである。接触機会の低減に徹底的に取り組めば、事態を収束に向かわせることが可能であり、以下の対策を進めることにより、特定都道府県において、最低7割、極力8割程度の接触機会の低減を目指す。一方で、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、法第5条の規定を踏まえ、その制限は必要最小限のものでなければならないことから、特定都道府県は、まん延の防止に関する措置として、まずは法第45条第1項に基づく外出の自粛等について協力の要請を行うものとする。
- ② 特定都道府県は、クラスターが発生しているおそれがある場合における当該クラスターに関係する催物（イベント）や「三つの密」のある集まりについては、法第24条第9項及び法第45条第2項に基づき、開催の自粛の要請等を強く行う。特に、全国的かつ大規模な催物等の開催については、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期することを含め、主催者による慎重な対応を求める。また、感染が拡大傾向にあり、オーバーシュートの予兆がみられるなどの地域では、期間を示した上で、外出や催物の開催の自粛の要請等について迅速に行う。一方、感染が収束に向かい始めた場合には、感染拡大のリスクの低い活動から自粛の要請の解除を行うこととする。

- ③ 特定都道府県は、法第 24 条第 9 項及び法第 45 条第 2 項に基づき、感染の拡大につながるおそれのある施設の使用の制限の要請等を行う。これらの場合における要請等に当たっては、第 1 段階として法第 24 条第 9 項による協力の要請を行うこととし、それに正当な理由がないにもかかわらず応じない場合に、第 2 段階として法第 45 条第 2 項に基づく要請、次いで同条第 3 項に基づく指示を行い、これらの要請及び指示の公表を行うものとする。特定都道府県が、法第 24 条第 9 項に基づく施設の使用制限の要請を行い、また、特定都道府県による法第 45 条第 2 項から第 4 項までに基づく施設の使用制限の要請、指示等を行うにあたっては、特定都道府県は、国に協議の上、外出の自粛等の協力の要請の効果を見極めつつ、専門家の意見も聞いた上で行うものとする。政府は、新型コロナウイルス感染症の特性及びまん延の状況を踏まえ、施設の使用制限の要請、指示等の対象となる施設等の所要の規定の整備を行うものとする。
- ④ 特定都道府県は、法第 45 条第 2 項に基づく要請等を行う場合、その実施状況を適切に把握できるよう、職員体制をはじめ所要の環境整備を行う。
- ⑤ 地方公共団体は、まん延防止策として、「三つの密」を避けることを徹底させるとともに、クラスター対策及び接触機会の低減を、地域での感染状況及び医療提供体制を踏まえて、的確に打ち出す。
- ⑥ 地方公共団体は、厚生労働省や専門家と連携しつつ、積極的疫学調査により、個々の濃厚接触者に対する健康観察、外出自粛の要請等を行うとともに、感染拡大の規模を正確に把握する。このため、保健所の体制強化を図る。
- ⑦ 特定都道府県は、地域の特性に応じた実効性のある緊急事態措置を講じる。特定都道府県は、緊急事態措置を講じるにあたっては、法第 5 条を踏まえ、必要最小限の措置とするとともに、講じる措置の内容及び必要性等について、住民に対し丁寧に説明する。特定都道府県は、緊急事態措置を実施するにあたっては、法第 20 条に基づき政府対策本部と密接に情報共有する。

政府対策本部は、専門家の意見をききながら、必要に応じ、特定都道府県と総合調整を行う。

- ⑧ 特定都道府県は、緊急事態措置について、罰則を伴う外出禁止の措置や都市間の交通の遮断等、諸外国で行われている「ロックダウン」(都市封鎖)のような施策とは異なるものであることを、政府と協力しつつ、住民に対し周知する。加えて、特定都道府県は、緊急事態措置を講じること等に伴い、食料・医薬品や生活必需品の買い占め等の混乱が生じないように、住民に冷静な対応を促す。
- ⑨ 特定都道府県は、①の法第45条第1項に基づく外出の自粛要請を行うにあたっては、基本的対処方針等諮問委員会の意見も踏まえ、期間、区域を示すものとする。その際、外出の自粛の対象とならない外出の具体例としては、医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など生活の維持のために必要なもの等についても併せて示すものとする。
- ⑩ 特定都道府県は、不要不急の帰省や旅行など、都道府県をまたいで人が移動することは、まん延防止の観点から極力避けるよう住民に促す。特に、大型連休期間においては、法第45条第1項の規定に基づき、都道府県をまたいだ不要不急の移動を自粛するよう、住民に協力を要請する。また、域内の観光施設等に人が集中するおそれがあるときは、当該施設に対して入場者の制限等、適切な対応を求める。政府は、必要に応じ、当該不要不急の移動の自粛に関し、法第20条の規定による総合調整を行う。
- ⑪ 特定都道府県は、外出自粛等の要請にあたっては、現にクラスターが多数発生している、繁華街の接待を伴う飲食店等については、年齢等を問わず、強く外出を自粛するよう促す。
- ⑫ 職場への出勤は、外出自粛等の要請から除かれるものであるが、特定都道府県は、まずは在宅勤務(テレワーク)を強力に推進する。職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等、人との交わりを低減する取組を今まで以上に強力に推進する。指定公共機関等はまん延防止対策に関するBCPの策定・実施を図っており、特定都道府県は、取組をさらに強化を促す。ま

た、職場においては、感染防止のための取組（手洗い、咳エチケット、事業場の換気励行、発熱等の症状が見られる従業員の出勤自粛、出張による従業員の移動を減らすためのテレビ会議の活用等）を促すとともに、「三つの密」を避ける行動を徹底するよう促す。

- ⑬ 特定都道府県は、国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者については、十分に感染拡大防止策を講じつつ、事業の特性を踏まえ、業務の継続を要請する。事業においては、「三つの密」を避けるための必要な対策を講じることとする。なお、国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者とは、法第2条に規定される指定公共機関及び指定地方公共機関や法第28条に規定される登録事業者を参考とし、これら医療、国民生活・国民経済維持の業務をサポートする事業者等にも留意し、別添に例示する。
- ⑭ 政府及び特定都道府県は、事業者の円滑な活動を支援するため、事業者からの相談窓口の設置、物流体制の確保、ライフラインの万全の体制の確保等に努める。
- ⑮ 大都市圏の特定都道府県は、人口及び人口密度が高く、交通の要所でもあることを踏まえて、全国的かつ急速なまん延の起点とならないよう、上記のまん延防止のための対策を十分に行う。それ以外の特定都道府県であっても、全国的かつ急速なまん延のおそれがあることから適切な対策を講ずる。
- ⑯ 政府及び地方公共団体は、飲食店については、施設の使用制限等の対象とはなっていないが、「三つの密」が生じることがないように、所要の感染防止策を講じるよう促す。食堂、レストラン、喫茶店などについては、換気、人と人との間隔を適切にとること等に注意するなど、「三つの密」を避けるための所要の感染防止を呼び掛ける。
- ⑰ 政府は、関係機関と協力して、クラスター対策にあたる専門家の確保及び育成を行う。
- ⑱ 厚生労働省及び特定都道府県は、関係機関と協力して、特に、感染拡大の兆しが見られた場合には、専門家やその他人員を確保し、その地域

への派遣を行う。

- ①⑨ 政府及び地方公共団体は、クラスター対策を抜本強化するという観点から、保健所の体制強化に迅速に取り組む。これに関連し、特定都道府県は、管内の市町村と迅速な情報共有を行い、また、対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、法第 24 条に基づく総合調整を行う。さらに、特定都道府県は、クラスターの発見に資するよう、都道府県間の迅速な情報共有に努めるとともに、政府は、対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、法第 20 条に基づく総合調整を行う。なお、政府は、感染症法第 12 条に基づく特定都道府県知事等から厚生労働大臣への報告が迅速に行えるよう必要な支援を行う。また、政府は、民間事業者等と協力して、SNS等の技術を活用して、感染状況等の把握を行う仕組みを構築する。
- ②⑩ 文部科学省は、4月1日に改定した「新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」等において示した、臨時休業の実施に係る考え方について周知を行うとともに、今後の感染拡大の状況や専門家会議の見解を踏まえ、厚生労働省の協力を得つつ、必要に応じ、追加的な考え方等を示す。都道府県は、学校設置者に対し、保健管理等の感染症対策について指導するとともに、地域の感染状況や学校関係者の感染者情報について速やかに情報共有する。
- ②⑪ 厚生労働省は、保育所や放課後児童クラブ等について、保育の縮小や臨時休園等についての考え方を示す。その際、可能な保護者に登園を控えるようお願いするなど保育等の提供を縮小して実施することや、医療従事者や社会の機能を維持するために就業継続が必要な者、ひとり親などで仕事を休むことが困難な者の子ども等の保育等を確保しつつ臨時休園することの考え方を示す。
- ②⑫ 政府は、関係機関と協力して、公共交通機関その他の多数の人が集まる施設における感染対策を徹底する。
- ②⑬ 政府は、水際対策について、国内への感染者の流入及び国内での感染拡大を防止する観点から、入国制限、渡航中止勧告、帰国者のチェック・

健康観察等の検疫の強化、査証の制限等の措置等を引き続き実施する。
なお、厚生労働省は、関係省庁と連携し、健康観察について、保健所の業務負担の軽減や体制強化等を支援する。

- ②④ 諸外国での新型コロナウイルス感染症の発生の状況を踏まえて、必要に応じ、国土交通省は、航空機の到着空港の限定の要請等を行うとともに、厚生労働省は、特定検疫港等の指定を検討する。
- ②⑤ 厚生労働省は、停留に利用する施設が不足する場合には、法第 29 条の適用も念頭に置きつつも、必要に応じ、関係省庁と連携して、停留に利用可能な施設の管理者に対して丁寧な説明を行うことで停留施設の確保に努める。
- ②⑥ 特定警戒都道府県以外の特定都道府県にあつては、感染者が少ない都道府県があるものの、全国的に感染拡大の傾向が見られることから、地域の流行を抑制し、特に、大型連休期間における人の移動を最小化することを目的として緊急事態宣言の対象とするものであることにかんがみ、上記③⑫⑬の措置については、感染拡大防止を主眼としつつ、地域の感染状況や経済社会に与える影響等を踏まえ、都道府県知事がその実施について、判断を行うものとする。

(4) 医療等

- ① 厚生労働省は、地方公共団体や関係機関と協力して、感染拡大の状況に応じ、以下のように、地域ごとに柔軟な医療提供体制を確保する。
 - ・ 現行では、帰国者・接触者相談センター及び帰国者・接触者外来により、適切な感染管理を行った上で、新型コロナウイルス感染症が疑われる患者への外来医療を提供すること。
 - ・ また、医師の判断により検査を実施し、患者が認められた場合には、感染症法第 19 条に基づく感染症指定医療機関等への入院勧告・措置を実施し、まん延防止を行いつつ、患者に対し、適切な医療を提供すること。
 - ・ 患者が増加し重症者等に対する入院医療の提供に支障をきたすおそれがあると判断する特定都道府県では、厚生労働省に相談の上、重症者等に対す

る医療提供に重点を移す観点から、入院治療が必要ない軽症者等は自宅療養とし、電話等情報通信機器を用いて遠隔で健康状態を把握していくとともに、医師が必要とした場合には電話等情報通信機器を用いて診療を行う体制を整備すること。

- ・ また、自宅療養とする際、家族構成等から高齢者や基礎疾患を有する者等への感染のおそれがある場合には、地方公共団体は、軽症者が宿泊施設等での療養を行うことや、同居家族が一時的に別の場所に滞在すること等、家族内感染のリスクを下げるための取組を講じること。地方公共団体は、予め、ホテルなど一時的な宿泊施設の確保に努めるとともに、国は、地方公共団体と密接に連携し、地方公共団体の取組を支援すること。
- ・ 患者が更に増加し帰国者・接触者外来での医療提供に支障をきたすおそれがある地域では、地域の感染状況や医療需要に応じ、帰国者・接触者相談センターの体制を強化したうえで、帰国者・接触者外来を増設し、専属的な人材を確保するなど外来を早急に受診できる体制を整備すること。
- ・ さらに患者が増加し増設した帰国者・接触者外来での医療提供の限度を超えるおそれがあると判断する都道府県では、厚生労働省に相談の上、必要な感染予防策を講じた上で、一般の医療機関での外来診療を行うこと。
- ・ こうした状況では、感染への不安から安易に医療機関を受診することでかえって感染するリスクを高める可能性があることも踏まえ、症状が軽度である場合は、自宅での安静・療養を原則とし、状態が変化した場合に、かかりつけ医等に相談した上で、受診するよう周知すること。

② 厚生労働省は、地方公共団体や関係機関と協力して、オーバーシュートや今後の感染者の大幅な増加を見据え、必要に応じ、法第 31 条に基づく医療等の実施の要請等も念頭におきつつ、以下のように、医療提供体制の確保を進める。

- ・ 例えば、新型コロナウイルス感染症の患者を集約して優先的に受け入れる医療機関の指定など、地域の医療機関の役割分担を行うとともに、結核病床や一般の医療機関の一般病床等の活用も検討し、ピーク時の入院患者を受け入れるために必要な病床を確保すること。

- ・ 医療提供体制を支える医薬品や医療機器、医療資材の製造体制を確保し、必要な医療機関に迅速かつ円滑に提供できる体制を確保するとともに、専門性を有する医療従事者や人工呼吸器等の必要な医療機器・物資・感染防御に必要な資材等を迅速に確保し、適切な感染対策の下での医療提供体制を整備すること。
 - ・ 医療機関は、BCPも踏まえ、必要に応じ、医師の判断により延期が可能と考えられる予定手術や予定入院の延期を検討すること。
 - ・ 地域の診療所など一般の医療機関に勤務している医療従事者の派遣を検討すること。
 - ・ 例えば、重症化しやすい方が来院するがんセンター、透析医療機関及び産科医療機関などは、必要に応じ、新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる方への外来診療を原則行わない医療機関として設定すること。
 - ・ 仮設の診療所や病棟の設置、非稼働病床の利用、特定都道府県による法第48条に基づく臨時の医療施設を開設するにあたって、必要な支援を行うこと。
 - ・ 医療提供体制のひっ迫及びオーバーシュートの発生に備え、都道府県域を越える場合も含めた広域的な患者の受入れ体制を確保すること。
- ③ 厚生労働省は、医療機関及び高齢者施設等における施設内感染を徹底的に防止する観点から、地方公共団体と協力して、以下の事項について周知徹底を行う。
- ・ 医療機関及び高齢者施設等の設置者に対して、従事者等が感染源とならないよう、「三つの密」が生じる場を徹底して避けるとともに、症状がなくても患者や利用者とは接する際にはマスクを着用する、手洗い・手指消毒の徹底、パソコンやエレベーターのボタンなど複数の従事者が共有するものは定期的に消毒する、食堂や詰め所でマスクをはずして飲食をする場合、他の従事者と一定の距離を保つ、日々の体調を把握して少しでも調子が悪ければ自宅待機するなどの対策に万全を期すこと。
 - ・ 医療機関及び高齢者施設等に対して、面会者からの感染を防ぐため、面会は緊急の場合を除き一時中止すべきこと。

- ・ さらに、患者、利用者からの感染を防ぐため、感染が流行している地域においては、施設での通所サービスなどの一時利用を中止又は制限する、入院患者、利用者の外出、外泊を制限する等の対応を検討すべきであること。
 - ・ 医療機関及び高齢者施設等に対して、入院患者、利用者等について、新型コロナウイルス感染症を疑った場合は、早急に個室隔離し、保健所の指導の下、感染対策を実施し、標準予防策、接触予防策、飛沫感染予防策を実施すること。
- ④ 政府及び特定都道府県は、特に新型コロナウイルス感染症を疑う患者にPCR検査や入院の受け入れを行う医療機関等に対しては、マスク等の個人防護具を優先的に確保する。
- ⑤ 特定都道府県は、③の周知に協力するとともに、感染者と非感染者の空間を分けるなどを含む感染防御策の更なる徹底などを通して、医療機関及び施設内での感染の拡大に特に注意を払う。また、特に感染が疑われる医療、施設従事者及び入院患者等については、率先してPCR検査等を受けさせるようにする。
- ⑥ 厚生労働省は、この他、適切な医療提供・感染管理の観点で、次の事項に取り組む。
- ・ 関係省庁と協力して、オーバーシュートの発生に備えて、感染症病床等の利用状況について一元的かつ即座に把握可能とする仕組みの構築を進めること。
 - ・ 外来での感染を防ぐため、関係機関と協力して、医療機関の外来において、一般の患者も含め、混雑を生じさせないよう、予約による診療や動線が適切に確保された休日夜間急患センターの施設活用などを推進すること。
 - ・ 妊産婦に対する感染を防止する観点から、医療機関における動線分離等の感染対策の徹底に加え、関係機関と協力して、感染が疑われる妊産婦への早めの相談の呼びかけや、妊娠中の女性労働者に配慮した休みやすい環境整備などの取組を推進すること。
 - ・ 関係機関と協力して、外国人が医療を適切に受けることができるよう、医

療通訳の整備などを、引き続き、強化すること。

- ・ 関係省庁・関係機関とも連携し、有効な治療薬やワクチン等の開発を加速すること。特に、他の治療で使用されている薬剤のうち、効果が期待されるものについて、その効果を検証するための臨床研究・治験等を速やかに実施すること。
- ・ 法令に基づく健康診断及び予防接種については、適切な感染対策の下で実施されるよう、時期や時間等に配慮すること。

⑦ 政府は、上記に関し、地方公共団体等に対する必要な支援を行う。

(5) 経済・雇用対策

政府は、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するとともに、新型コロナウイルス感染症による内外経済や国民生活への影響を注意深く見極めながら、機動的に、必要かつ十分な経済財政政策を躊躇なく行うこととし、日本経済を確かな成長軌道へと戻すための思い切った措置を講じていく。特に、新型コロナウイルスの感染拡大により経済活動が縮小する中で影響を受けているフリーランスを含め、様々な形態で働く方々の雇用や生活を維持するとともに、中小・小規模事業者や個人事業主の方々が継続して事業に取り組めるよう制度を整える。

(6) その他重要な留意事項

1) 人権への配慮等

- ① 政府は、患者・感染者や対策に携わった方々等の人権に配慮した取組を行う。
- ② 政府は、海外から一時帰国した児童生徒等への学校の受け入れ支援やいじめ防止等の必要な取組を実施する。
- ③ 政府及び関係機関は、各種対策を実施する場合には、国民の自由と権利の制限は必要最小限のものとするとともに、女性や障害者などに与える影響を十分配慮して実施するものとする。
- ④ 政府は、新型コロナウイルス感染症対策に従事する医療関係者が風

評被害を受けないよう、国民への普及啓発等、必要な取組を実施する。

- ⑤ 政府及び地方公共団体は、マスク及び個人防護具、医薬品、医薬部外品、食料品等に係る物価の高騰及び買占め、売り惜しみを未然に回避し又は沈静化するため、必要に応じ、法第 59 条に基づく措置を講じる。
- ⑥ 政府及び地方公共団体は、外出を自粛する方々の心のケアや自宅での DV や虐待の発生防止に取り組むとともに、在宅の一人暮らしの高齢者や障害者などの要援護者に対して、市町村が行う見守り等に対して適切に支援する。

2) 物資・資材等の供給

- ① 政府は、国民や地方公共団体の要望に応じ、マスク、個人防護具や消毒薬、食料品等の増産や円滑な供給を関連事業者に要請する。また、政府は、感染防止や医療提供体制の確保のため、マスク、個人防護具、人工呼吸器等の必要な物資を国の責任で確保し、必要に応じ、法第 54 条に基づく緊急輸送の要請や法第 55 条に基づく売渡しの要請等を行う。例えば、マスク等を国で購入し、必要な医療機関や介護施設等に優先配布することや、感染拡大防止策が特に必要と考えられる地域において必要な配布を行う。
- ② 政府は、マスクや消毒薬等の国民が必要とする物資を確保するため、国民生活安定緊急措置法（昭和 48 年法律第 121 号）第 26 条第 1 項を適用し、マスクの転売行為を禁止するとともに、過剰な在庫を抱えることのないよう消費者や事業者に冷静な対応を呼びかける。また、政府は、繰り返し使用可能な布製マスクの普及を進める。
- ③ 政府は、事態の長期化も念頭に、マスクや抗菌薬の原薬を含む医薬品、医療機器等の医療の維持に必要な資材の安定確保に努めるとともに、国産化の検討を進める。

3) 関係機関との連携の推進

- ① 政府は、地方公共団体を含む関係機関等との双方向の情報共有を強化し、対策の方針の迅速な伝達と、対策の現場における状況の把握を

行う。

- ② 政府は、対策の推進にあたっては、地方公共団体、経済団体等の関係者の意見を十分聞きながら進める。
- ③ 地方公共団体は、保健部局のみならず、危機管理部局も含めすべての部局が協力して対策にあたる。
- ④ 政府は、国際的な連携を密にし、WHOや諸外国・地域の対応状況等に関する情報収集に努める。また、日本で得られた知見を積極的にWHO等の関係機関や諸外国・地域と共有し、今後の対策に活かしていくとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響を受ける国・地域に対する国際社会全体としての対策に貢献する。
- ⑤ 政府は、基礎医学研究及び臨床医学研究、疫学研究を含む社会医学研究等の研究体制に対する支援を通して、新型コロナウイルス感染症への対策の推進を図る。
- ⑥ 特定都道府県は、近隣の特定都道府県が緊急事態宣言後の様々な措置を行うにあたり、その要請に応じ、必要な支援を行う。
- ⑦ 特定都道府県は、緊急事態宣言後の様々な措置を実施するにあたっては、予め政府対策本部と協議し、迅速な情報共有を行う。政府対策本部長は、特定都道府県が適切に緊急事態措置を講じることができるよう、専門家の意見を踏まえつつ、特定都道府県と総合調整を行う。
- ⑧ 緊急事態宣言後の様々な措置を実施した際には、特定都道府県知事及び指定行政機関の長は政府対策本部長に、特定市町村長及び指定地方公共機関の長はその所在する特定都道府県知事に、指定公共機関の長は所管の指定行政機関に、その旨及びその理由を報告する。政府対策本部長は国会に、特定都道府県知事及び指定行政機関の長は政府対策本部長に、報告を受けた事項を報告する。

4) 社会機能の維持

- ① 政府、地方公共団体、指定公共機関及び指定地方公共機関は、職員における感染を防ぐよう万全を尽くすとともに、万が一職員において感染者又は濃厚接触者が確認された場合にも、職務が遅滞なく行えるように対策を

予め講じる。特に、テレビ会議及びテレワークの活用に努める。

- ② 地方公共団体、指定公共機関及び指定地方公共機関は、電気、ガス、水道、公共交通、通信、金融業等の維持を通して、国民生活及び国民経済への影響が最小となるよう公益的事業を継続する。
- ③ 政府は、指定公共機関の公益的事業の継続に支障が生じることがないよう、必要な支援を行う。
- ④ 国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者は、国民生活及び国民経済安定のため、事業の継続を図る。
- ⑤ 政府は、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握に努め、必要に応じ、国民への周知を図る。
- ⑥ 政府は、空港、港湾、医療機関等におけるトラブルなどを防止するため、必要に応じ、警戒警備を実施する。
- ⑦ 警察は、混乱に乗じた各種犯罪を抑止するとともに、取締りを徹底する。

5) 緊急事態宣言後の取組

政府は、緊急事態宣言を行った後にも、特定都道府県や基本的対処方針等諮問委員会等との定期的な情報交換を通じ、感染状況の変化、施策の実施状況等を定期的に分析・評価し、特に期間終期（5月6日）までの間に適切に評価を行う。その上で、必要に応じて、国民や関係者へ情報発信を行う。また、緊急事態解除宣言を行った後にも、引き続き、警戒を行い、国内外の感染状況を分析し、それまでの知見に基づき、より有効な対策を実施する。

6) その他

- ① 政府は、必要に応じ、他法令に基づく対応についても、講ずることとする。
- ② 今後の状況が、緊急事態宣言の要件等に該当するか否かについては、海外での感染者の発生状況とともに、感染経路の不明な患者やクラスターの発生状況等の国内での感染拡大及び医療提供体制の逼迫の状況を踏まえて、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼ

すおそれがあるか否かについて、政府対策本部長が基本的対処方針等諮問委員会の意見を十分踏まえた上で総合的に判断することとする。

- ③ 政府は、基本的対処方針を変更し、又は、緊急事態の継続若しくは終了するにあたっては、新たな科学的知見、感染状況、施策の実行状況等を考慮した上で、基本的対処方針等諮問委員会の意見を十分踏まえた上で臨機応変に対応する。

(別添)緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者

以下事業者等については、「三つの密」を避けるための取組を講じていただきつつ、事業の継続を求める。

1. 医療体制の維持

- ・新型コロナウイルス感染症の治療はもちろん、その他の重要疾患への対応もあるため、すべての医療関係者の事業継続を要請する。
- ・医療関係者には、病院・薬局等のほか、医薬品・医療機器の輸入・製造・販売、献血を実施する採血業、入院者への食事提供など、患者の治療に必要なすべての物資・サービスに関わる製造業、サービス業を含む。

2. 支援が必要な方々の保護の継続

- ・高齢者、障害者など特に支援が必要な方々の居住や支援に関するすべての関係者（生活支援関係事業者）の事業継続を要請する。
- ・生活支援関係事業者には、介護老人福祉施設、障害者支援施設等の運営関係者のほか、施設入所者への食事提供など、高齢者、障害者などが生活する上で必要な物資・サービスに関わるすべての製造業、サービス業を含む。

3. 国民の安定的な生活の確保

- ・自宅等で過ごす国民が、必要最低限の生活を送るために不可欠なサービスを提供する関係事業者の事業継続を要請する。
- ① インフラ運営関係（電力、ガス、石油・石油化学・LPガス、上下水道、通信・データセンター等）
 - ② 飲食料品供給関係（農業・林業・漁業、飲食料品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等）
 - ③ 生活必需物資供給関係（家庭用品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等）
 - ④ 食堂、レストラン、喫茶店、宅配・テークアウト、生活必需物資の小売関係（百貨店・スーパー、コンビニ、ドラッグストア、ホームセンター等）
 - ⑤ 家庭用品のメンテナンス関係（配管工・電気技師等）
 - ⑥ 生活必需サービス（ホテル・宿泊、銭湯、理美容、ランドリー、獣医等）
 - ⑦ ごみ処理関係（廃棄物収集・運搬、処分等）
 - ⑧ 冠婚葬祭業関係（火葬の実施や遺体の死後処置に係る事業者等）
 - ⑨ メディア（テレビ、ラジオ、新聞、ネット関係者等）
 - ⑩ 個人向けサービス（ネット配信、遠隔教育、ネット環境維持に係る設備・サービス、自家用車等の整備等）

4. 社会の安定の維持

- ・社会の安定の維持の観点から、緊急事態措置の期間中にも、企業の活動を維持するために不可欠なサービスを提供する関係事業者の最低限の事業継続を要請する。
- ① 金融サービス（銀行、信金・信組、証券、保険、クレジットカードその他決済サービス等）
- ② 物流・運送サービス（鉄道、バス・タクシー・トラック、海運・港湾管理、航空・空港管理、郵便等）
- ③ 国防に必要な製造業・サービス業の維持（航空機、潜水艦等）
- ④ 企業活動・治安の維持に必要なサービス（ビルメンテナンス、セキュリティ関係等）
- ⑤ 安全安心に必要な社会基盤（河川や道路などの公物管理、公共工事、廃棄物処理、個別法に基づく危険物管理等）
- ⑥ 行政サービス等（警察、消防、その他行政サービス）
- ⑦ 育児サービス（託児所等）

5. その他

- ・医療、製造業のうち、設備の特性上、生産停止が困難なもの（高炉や半導体工場など）、医療・支援が必要な人の保護・社会基盤の維持等に不可欠なもの（サプライチェーン上の重要物を含む。）を製造しているものについては、感染防止に配慮しつつ、継続する。また、医療、国民生活・国民経済維持の業務を支援する事業者等にも、事業継続を要請する。